

# 所 管 事 項 調 査

< 目 次 >

- 1 第2期長崎市教育大綱の策定について ..... P1

企画財政部

教育委員会

令和4年2月

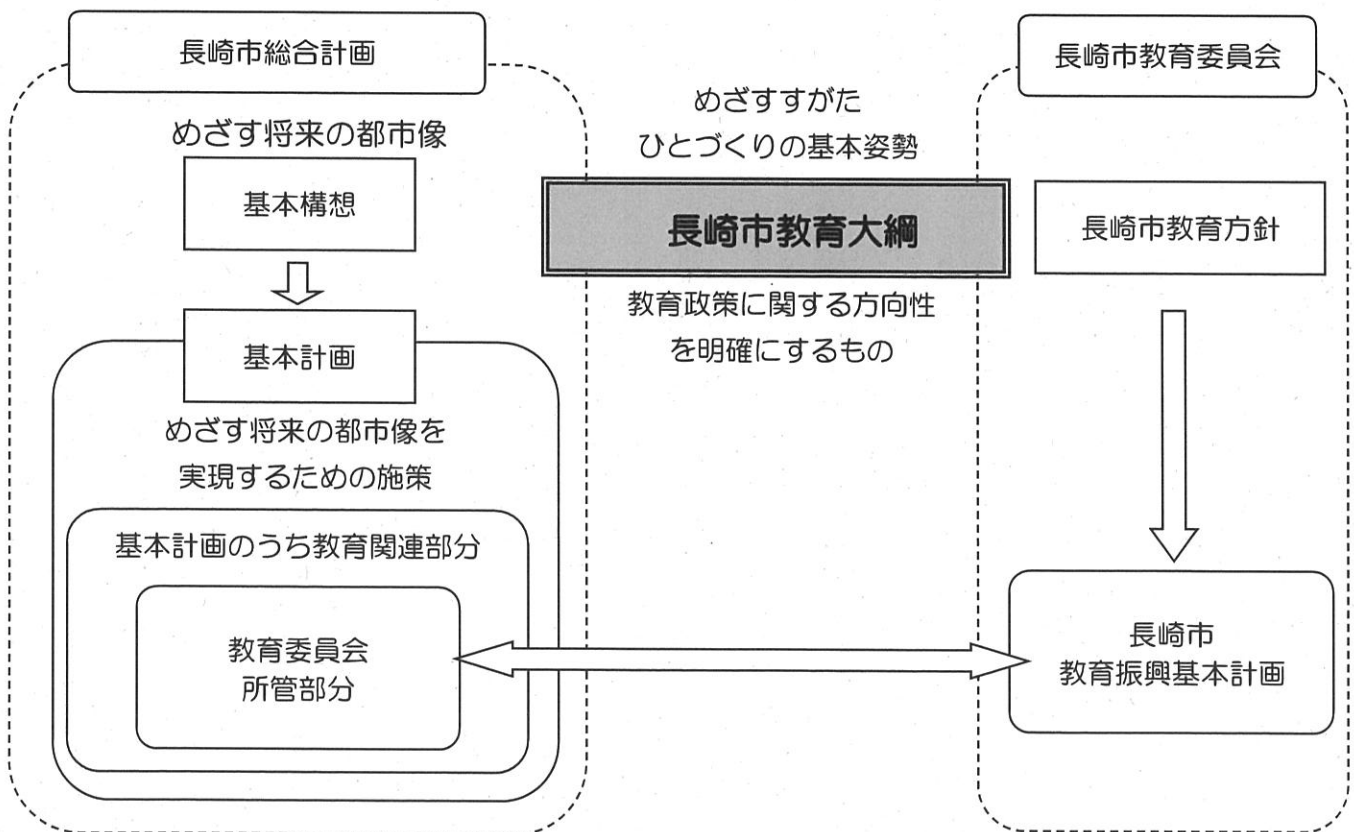


## 1 長崎市教育大綱の位置付け

地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、地方公共団体の長は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「教育大綱」という。）を定めることとされている。

長崎市教育大綱は、まちづくりの指針である「長崎市総合計画」に基づき、「個性輝く世界都市」、「希望あふれる人間都市」という将来の都市像の実現をめざし、未来の長崎を担う人材育成を進めるにあたり、教育に関する方向性を明確にすることを目的として策定している。

なお、「教育大綱」を定め、又は変更する場合は、地方公共団体の長及び教育委員会により構成される「総合教育会議」において協議することとされている。



## 2 計画期間（総合計画との整合を図る）

第1期：平成28年度～令和3年度（6年）【第四次総合計画後期基本計画期間】

第2期：令和4年度～令和7年度（4年）【第五次総合計画前期基本計画期間】

### 3 令和3年度 教育大綱改定スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
議会									① 11月議会(教育大綱素案) 12月3日 総務委員会 12月7日 教育厚生委員会		④ 2月議会(2/21~3/16) (教育大綱最終案)	
市民										② 12月17日~1月17日 パブリックコメント		
総合教育会議					● 8月2日 第1回総合教育会議 (教育大綱骨子等)			● 11月15日 第2回総合教育会議 (教育大綱素案)		③ 2月8日 第3回総合教育会議 (教育大綱最終案)		● 3月下旬 第4回総合教育会議 (最終報告) ⑤

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項の規定に基づき設置  
○市長と教育委員会をもって構成

4 「長崎市第五次総合計画・前期基本計画」と「第2期長崎市教育大綱」について

長崎市第五次総合計画・前期基本計画(令和4年度～7年度)

第2期長崎市教育大綱(令和4年度～7年度)



将来の都市像を実現できる  
人材の育成

健康づくりの推進、食育等による食習慣の確立(C5、F7)  
(健全な食生活、運動習慣の定着の推進)  
子どもの健康の保持増進(F4)  
子育て支援の充実(F4)  
(子どもやその家庭の生活実態の把握と貧困対策の総合的な推進)  
確かな学力の向上、健やかな心と体の育成(G1)  
(Society5.0時代を生き抜くために必要となる情報活用能力の育成、読書活動の推進)  
幼保小、小中連携による教育の充実(G1)

生涯を通じた学びの場と機会の充実(G2)  
(Society5.0時代を見据えた情報活用能力の育成、オンラインでの学習機会の充実)  
スポーツ・レクリエーションの振興(G3)  
芸術文化に触れる機会の創出(G4)

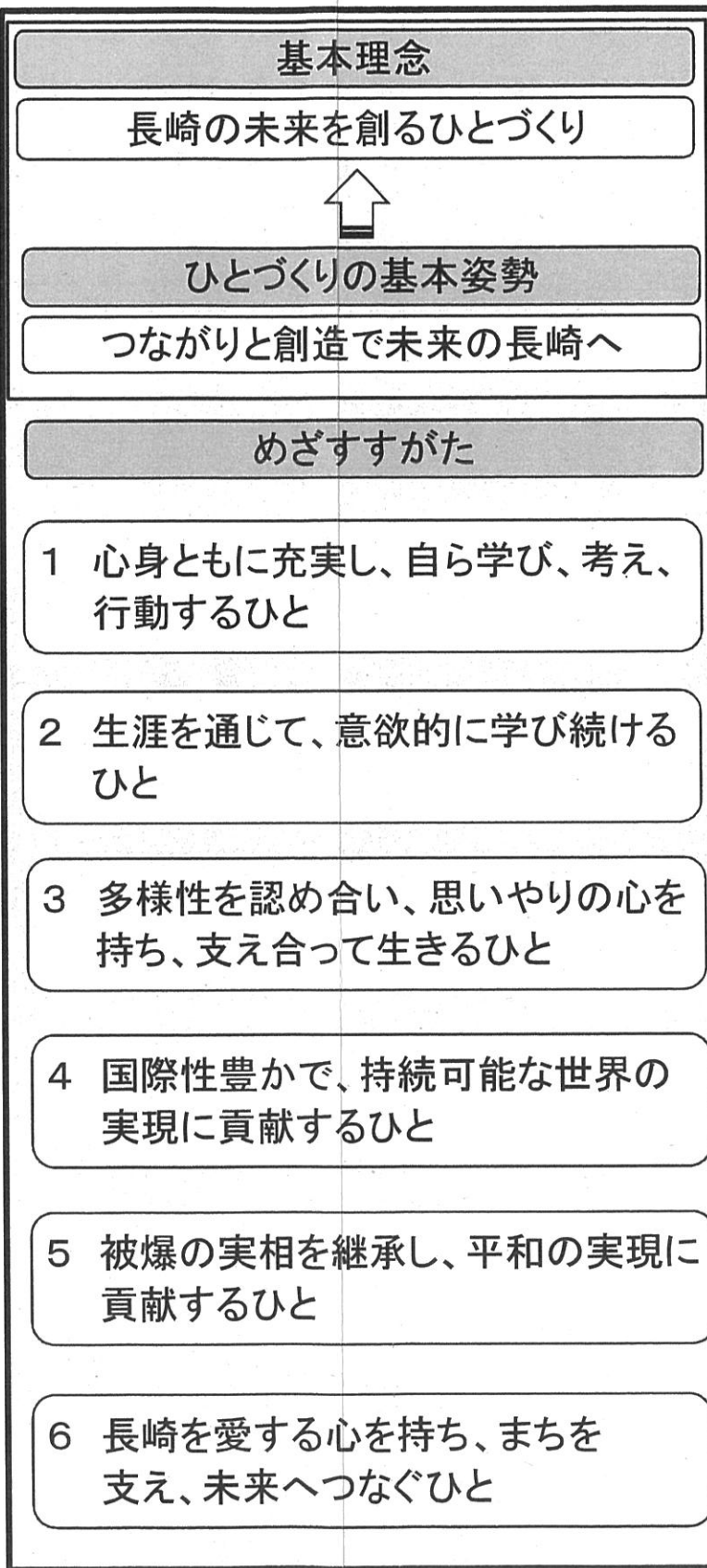
人権啓発の推進(F1)  
男女共同参画に関する意識啓発(F1)  
障害者に対する理解促進(F3)  
健やかな心と体の育成(G1)  
・人権教育の推進  
・道徳教育の推進  
協働に対する理解の促進と意識の醸成(H2)

国際交流と多文化共生の推進(A3)  
(小・中学生の時期から異文化に対する関心・理解を深めるための機会の設定)  
国際的に活躍できる人材の育成(A3)  
環境意識の醸成(D4)  
英語教育・国際理解教育の充実(G1)

被爆の実相に関する正しい理解と平和の意識の醸成(B1)  
次世代への被爆継承の推進・担い手の育成(B1、B3)  
新たな被爆継承手法の推進(B1、B3)  
学校現場における平和教育の推進(B1、G1)  
平和をアピールできる人材の育成(B2、B3、G1)

歴史・文化遺産に対する意識啓発(A1)  
世界遺産をはじめとする長崎の歴史文化等の国内外への発信(A1)  
長崎ならではの食文化や食文化に対する意識の醸成(C5)  
環境意識の醸成(D4)  
市民防災リーダーの養成(E1)  
地域防災力の向上と自主防災組織の活性化(E1)  
防犯・交通安全意識の啓発(E2)  
消費者教育の推進(E3)  
キャリア教育の充実(G1)  
(子どもたちが体験する場、体験したことを生かしたりするキャリア教育の場の充実)  
学校行事と地域行事の連携(G1)  
人材を活用した地域の活性化(G2)  
地域の担い手の育成(H2)

第五次総合計画(前期基本計画)における主な「ひとづくり」の要素



## 5 主な変更点

No.	変更箇所	意見の内容	変更内容
1	P. 7 はじめに	○新学習指導要領にも沿って教育大綱を作成したということを明確にしてはどうか。	22 行目 『 <b>「学習指導要領」の内容等を踏まえ</b> 』を記載。
2	P. 9 ひとづくりの基本姿勢	○ <b>基本姿勢に「体験」や「体感」という言葉を組み合わせると、より具体的な方向性が見えるのではないか。</b>	(2) 「つながりによって創造される力や発想を活かし、健やかな育ちや学びを阻害する要因を解消するとともに、新たな教育の機会や仕組みを生み出し、時代の変化に対応したひとづくりに努めます。」を <b>「つながりによって創造される力や発想を活かし、健やかな育ちを支え、学びを深めるための新たな仕組みの構築や長崎らしい多様な体験活動の充実を図ることで、時代の変化に対応しながら、自ら学び、考え、行動し、未来を切り拓くことができるひとづくりに努めます。」</b> と修正。
3	P. 11 めざす すがた 1	○マスコミ等で知る範囲のなかで、子どもたちの責任能力が非常に希薄になっているという思いがある。教育大綱の中に、 <b>「自らの行動や発言発信について、責任を持てる人」という趣旨の内容を追加できないか。</b>	3 行目 「また、幼児期からの教育を通じて、広い視野と、自分の考えをしっかりと持ち、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断・行動し、自分で解決する力を育む必要があります。」を <b>「また、幼児期からの教育を通じて、広い視野と、自分の考えをしっかりと持ち、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、責任を持って行動することで、自分で解決する力を育む必要があります。」</b> と修正。

No.	変更箇所	意見の内容	変更内容
			<p>(3)  「自分の考えや問題意識を持つことで、自ら課題を見つけ、課題に対する最善の解決策を導き出せるひとを育てます。」を「<u>自分の考えや問題意識を持つことで、自ら課題を見つけ、課題に対する最善の解決策を導き出し、責任を持って行動するひとを育てます。</u>」と修正。</p>
4	P. 12 めざす すがた 3	<p>○「(1) 命の大切さを実感し、自分のことも他人のことも大切にするひとを育てます」と記載もあるが、最近自己肯定感が低い子どもが多いという話を聞くので、「<u>自分のことも大切にする</u>」という部分を強調できないか。</p>	<p>2行目  「<u>まずは一人ひとりが自分のよさや可能性を認識するとともに、</u>」を追記。</p>

# 第2期長崎市教育大綱（案）

令和4年度（2022年度）～令和7年度（2025年度）

令和4年2月

長崎市



## はじめに

平成 27 年 4 月 1 日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、地方公共団体の長は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「教育大綱」という。）を定めることとされました。

長崎市は、まちづくりの指針である「長崎市総合計画」に基づき、「個性輝く人間都市」、「希望あふれる人間都市」という将来の都市像の実現をめざしており、未来の長崎を担う人材育成を積極的に進めるにあたり、長崎市における教育に関する方向性を明確にすることを目的として、平成 29 年 1 月に「長崎市教育大綱」を策定しています。

「長崎市教育大綱」では、長崎市における生涯学習を含めたあらゆる世代に向けた教育政策の考え方を、「めざすすがた」により表現し、共有・連携を図ることで、長崎市における教育、学術及び文化の振興を推進していくこととしています。

平成 29 年 1 月の教育大綱の策定以降、少子・高齢化の進展、Society5.0 の実現に向けた AI（人工知能）や I o T（Internet of Things）などの先端技術の急速な進展、多様な人材を活かすための働き方や雇用制度の見直し、コロナ禍による生活行動、価値観の変容など、社会・環境が大きく変化し、将来予測が困難な時代を迎えています。

子どもたちを取り巻く環境を見ると、子どもの貧困の問題や、様々な体験の場の減少、地域の間関係の希薄化など様々な変化が生じています。さらには、人生 100 年時代の到来が予測されており、長い人生を生きるためには、生涯を通して知識と時代の変化に応じたスキルを身に付けることが必要になってきています。

このように変化しつづける日本や世界の状況に柔軟に対応し、次の時代を担う人材の育成に向け、教育の重要性がより高まっています。

そのなかで、第 1 期における取組みの検証を行うとともに、まちづくりの方針である「長崎市総合計画」、国が示す「第 3 期教育振興基本計画」や、「学習指導要領」の内容等を踏まえ、必要な見直しを行い教育大綱の改定を行いました。

本大綱に掲げる教育政策の考え方を市民の皆様に周知したうえで、学校、家庭、地域等の様々な主体と連携して人材育成に取り組み、未来を創る子どもたちが、健やかな心と体、確かな学力、長崎を愛する心を身につけ、だれもが生涯を通じて学び続けられる社会の構築を進めていきます。

## 目 次

はじめに	7
基本理念「長崎の未来を創るひとづくり」	9
ひとづくりの基本姿勢「つながりと創造で未来の長崎へ」	9
めざすすがた	
1 心身ともに充実し、自ら学び、考え、行動するひと	11
2 生涯を通じて、意欲的に学び続けるひと	11
3 多様性を認め合い、思いやりの心を持ち、支え合って生きるひと	12
4 国際性豊かで、持続可能な世界の実現に貢献するひと	12
5 被爆の実相を継承し、平和の実現に貢献するひと	13
6 長崎を愛する心を持ち、まちを支え、未来へつなぐひと	13
大綱の期間	14
長崎市教育大綱の位置付け	15

## 基本理念

### 長崎の未来を創るひとづくり

異国情緒漂う独特の文化を持ち、長い歴史の中で様々な経験をしてきた長崎のまちは、それぞれの時代において、まちに関わる多くの「ひと」が創り、受け継いできたまちです。

これからも、長崎が希望に満ちた魅力あるまち、また、日本や世界に貢献するまちであり続けるためには、これからのまちを創り、次の世代にしっかりと引き継ぐことができる「ひと」を育むことが最も重要です。

そこで、長崎市の教育に関する方向性を示す教育大綱の基本理念を「長崎の未来を創るひとづくり」としました。

## ひとづくりの基本姿勢

### つながりと創造で未来の長崎へ

ひとづくりは、学校や行政だけでできるものではありません。多くの主体同士がつながり合い、個々では生み出せない大きな力や新たな発想を活かして取組みを進めることで、より大きな成果につなげることが期待できます。

長崎のまちが一体となって、一人ひとりに向き合い、個性や課題に応じたひとづくりに取り組みながら、長崎のまちを未来へと引き継いでいきます。

- (1) 学校・家庭・地域・行政等の様々な主体同士が、教育・福祉・子育て・平和等のあらゆる分野においてつながり合い、多くの市民が当事者として関わることで、長崎のまち全体が一体となったひとづくりに努めます。
- (2) つながりによって創造される力や発想を活かし、健やかな育ちを支え、や学びを深めるための新たな仕組みの構築や長崎らしい多様な体験活動の充実を図ること  
で、阻害する要因を解消するとともに、新たな教育の機会や仕組みを生み出し、  
時代の変化に対応しながら、自ら学び、考え、行動し、未来を切り拓くことができ

~~る時代の変化に対応した~~ひとづくりに努めます。

- (3) 育まれた人材が長崎のまちを支え、さらに次の時代を支える人材を育むことで、長崎のまちが未来へつながるひとづくりに努めます。
- (4) 持続可能で、誰一人取り残さない社会の実現にあたり、その達成に向けたひとづくりに努めます。

## めざすすがた

### 1 心身ともに充実し、自ら学び、考え、行動するひと

社会環境が大きく変化する中であっても変わらない価値として、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の3つをバランスよく身に付け、社会的に自立する必要があります。

また、幼児期からの教育を通じて、広い視野と、自分の考えをしっかりと持ち、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、責任を持って行動することでも、自分で解決する力を育む必要があります。

- (1) 習得した基礎的な知識・技能を活用して、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などの能力及び、主体的に学習に取り組む態度を身に付けたひとを育てます。
- (2) 規則正しい生活習慣、食習慣や体力向上につながる運動習慣などを身に付け、心身ともに健やかなひとを育てます。
- (3) 自分の考えや問題意識を持つことで、自ら課題を見つけ、課題に対する最善の解決策を導き出し、責任を持って行動するひとを育てます。
- (4) Society5.0を見据え、ICTを基盤とした先端技術を効果的に活用し、主体的・創造的に変化の激しい時代を生きぬく資質・能力を持つひとを育てます。
- (5) 家庭の社会経済的な背景や、障害の状況や特性及び心身の発達の段階など、子どもの発達や学習を取り巻く個別の教育的ニーズを把握し、安全・安心に学ぶ環境を整えることで、心身ともに健やかなひとを育てます。

### 2 生涯を通じて、意欲的に学び続けるひと

テクノロジーの発展や新型コロナウイルス感染症の流行による価値観の変容などを背景に、今後、社会経済が劇的に変化していくことが予想されるなか、そのような変化の時代を力強く生き抜いていくための能力を身につける必要があります。新たなことを学び続けるとともに、誰もが生涯を通じていきいきと学び続けられるよう、学びの環境を整える必要があります。

- (1) 生涯を通じて、学び続ける意欲を持ち、実践していくひとを育てます。
- (2) 生涯を通じたスポーツ・レクリエーションや芸術文化に触れる体験などにより、豊かな心と健やかな体をもつひとを育てます。
- (3) 刻々と変化する社会に対応し、必要となる新しい知識やスキルを身に付け、新たなことに挑戦するひと、新たな価値を創造するひとを育てます。

### 3 多様性を認め合い、思いやりの心を持ち、支え合って生きるひと

ひとは誰もがかけがえのない存在であり、また、社会で生活していく上では、様々な個性、生き方、考え方を持った人と関わる機会が数多くあることから、**まずは一人ひとりが自分のよさや可能性を認識するとともに、お互いを認め合うことにより、人と人が絆で結ばれ、共に支え合って生きていくことが必要となります。**

- (1) 命の大切さを実感し、自分のことも他人のことも大切にすることをもつひとを育てます。
- (2) 人種、民族、国籍、性別、年齢、障害の有無、思想、性自認や性的指向など自分とは異なる個性や生き方、考え方を認め、尊重できるひとを育てます。
- (3) 他人との信頼関係を築くことで、助け合い、支え合い、協働できるひとを育てます。

### 4 国際性豊かで、持続可能な世界の実現に貢献するひと

社会経済のグローバル化の進展の中においては、日本だけでなく、他国の歴史や文化についても理解を深め、自ら進んで外国の人と交流できる国際感覚を養い、長崎が持つ世界的な価値を発信するとともに、貧困や飢餓、環境破壊など、世界中が抱える様々な問題の解決に向けたSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向け、自ら当事者として主体的に参加するなど、グローバルな視点を持つことが必要になります。

- (1) 外国の文化や考え方を理解し、外国の人々との交流や共生を通して、社会に貢献するひとを育てます。
- (2) 長崎が持つ世界的な価値や魅力を国内外に発信するひとを育てます。
- (3) 世界中の人々と連携して持続可能な世界の実現に貢献するひとを育てます。

## 5

## 被爆の実相を継承し、平和の実現に貢献するひと

原爆被爆から75年が経過し、被爆者のいなくなる時代が現実となりつつある中、被爆体験を被爆者から直接継承することが難しくなっていることから、被爆の実相を正しく理解し、次の世代に確実に継承する必要があります。

また、世界中の人々の、核兵器廃絶や平和に対する考え方は様々であることから、平和の実現に向けては、それぞれの考え方を理解しながら、世界中の人々と対話することや、平和のメッセージを発信していくことが必要となります。

- (1) 被爆の実相や体験を学び、次の世代に伝えることができるひとを育てます。
- (2) 核兵器廃絶のメッセージを世界に向けて発信することができるひとを育てます。
- (3) 世界の現状を知り、平和とは何かを考えることができるひとを育てます。
- (4) 平和な世界の実現に向けて国、人種、宗教、文化の違いを認め、相互理解のもとに対話や議論をすることで、身近に信頼を生み出すことができるひとを育てます。
- (5) 日常の中に平和の文化を根付かせ、その文化をひろげるひとを育てます。

## 6

## 長崎を愛する心を持ち、まちを支え、未来へつなぐひと

海や山に囲まれた豊かな自然、出島に代表される海外との交流の歴史、和華蘭文化や世界遺産などへの関心を高め、郷土長崎に誇りを持ち、愛する心を育むとともに、その個性を大切に守り、磨き上げながら、次の世代にしっかりと継承していく必要があります。

また、人口減少、少子化・高齢化の進展やライフスタイルの多様化等の影響により、私たちの暮らしにも大小様々な変化が起きていくことが予想される中、誰もが未来に希望を持ち、暮らし続ける魅力にあふれた長崎のまちであり続けるためには、環境の変化に対応しながら、それぞれの地域や産業を支える人材の育成が不可欠です。

地域で育まれた一人ひとりが、当事者意識を持って、地域で助け合う意識を高めることで、自ら地域を支えるとともに、次の世代を担うひとづくりに努めることにより、世代を超えた地域の活性化につながります。

- (1) 長崎の豊かな自然や歴史、文化に愛着を感じ、次の世代に継承するひとを育てます。

- (2) 様々な世代とふれあい、地域との関わりを大切にするひとを育てます。
- (3) 地域を守り、支える意識を持ち、自ら行動できるひとを育てます。
- (4) 社会的・職業的に自立し、主体的に社会と関わり貢献するひとを育てます。
- (5) 次の世代を担う人材を育成することができるひとを育てます。

## 大綱の期間

長崎市第五次総合計画「前期基本計画」との整合性を確保するため、同計画の計画期間にあわせ、令和4年度から令和7年度までの4年間とします。



## 長崎市教育大綱の位置付け

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、すべての地方公共団体に、地方公共団体の長及び教育委員会により構成される「総合教育会議」が設置されることとなり、「教育大綱」を定め、又は変更する場合は、当該会議において協議することとされており、長崎市教育大綱は、長崎市総合教育会議における協議を経て策定しました。

現在、長崎市は、長崎市のまちづくりの指針である「長崎市第五次総合計画」のめざす将来の都市像の実現をめざしており、未来の長崎を担う人材の育成に向け、市長と教育委員会が、本市教育行政のめざすすがたや、教育政策に関する方向性等を共有し、連携を図るとともに、効率的・効果的に教育行政を推進していくこととしています。

